

平成29年7月1日

役員を選考経過及び選考理由について

一般財団法人 日本車両検査協会

一般財団法人日本車両検査協会（以下「当協会」という。）は、平成29年6月22日に評議員会を開催して役員を選任を行い、その後の理事会で常務理事及び執行理事を選任した。役員に係る情報、選考経過及び選考理由は次のとおりである。

1. 役員に係る情報

就任日 平成29年6月22日

区分	役職	氏名	年齢	前職等
常勤 (新任)	常務理事 業務執行理事	稲垣 謙三	61歳	前 一般財団法人 日本車両検査協会 参与
常勤 (新任)	執行理事 業務執行理事	米沢三津夫	59歳	前 一般財団法人 日本自動車研究所 国際渉外広報室／エネルギー・環境研究部 主席研究員

2. 選考経過

- (1) 当協会は、平成25年4月1日に一般財団法人に移行したが、同年3月21日、一般財団法人としての認可書受領の際に、内閣府大臣官房公益法人行政担当室から「役員選任に係る透明性の確保について（お願い）」という文書を受領した。審査の過程においても透明性の確保についての要請を受けており、当協会としても役員選任の透明性を図ることは重要であると考え、「役員候補者選定委員会細則（案）」について同年4月25日に開催された理事会で審議可決し、同年5月16日に開催された評議員会で決議し、同細則を制定した。
- (2) 現役員は、平成28年度に関する定時評議員会の終結の時をもって任期満了となることから、平成29年5月25日に「役員候補者選定委員会」（委員3名（内訳：評議員1名、外部委員2名））を開催し、同委員会では、役員候補者について審議を行い、役員候補者を選定した。
- (3) 前記役員候補者選定委員会の議事録及び理事候補者リストが、平成29年6月22日に開催した評議員会に提示され、同評議員会において、役員候補者を役員に選任した。
- (4) 平成29年6月22日、前記評議員会終了後に開催された理事会において、常務理事、執行理事等を選任した。

3. 選考理由

(1) 役員候補者選定委員会における審議方法及び審議結果

役員候補者選定委員会は、役員候補者について、年齢、経歴、兼職状況、選定理由、欠格事由に該当しないこと等を書類に基づいて検討した。

当協会は、車両等の検査及び試験等、車両等の品質管理方法の審査並びに自転車に関連する者の資格認定等を行うことにより、車両等の生産、流通、貿易及び消費の増進及び改善並びに消費者の安全及び環境の向上を図ることを目的として、車両等の消費生活用製品安全法に基づく検査業務、車両等の工業標準化法に基づく認証業務、車両等の排出ガス及び騒音の試験業務等を実施している。このような組織においては、役員は、車両等の試験・検査に関する専門的な知識や経験に加えて、関連する内外の法令、基準認証制度、規制制度及び行政機関や関連機関に関する知識や経験が要求される。また、当協会の運営管理や財務・経理に関する知識や経験も不可欠である。こうした幅広い経験や知識が要求されることから、当協会の役員については各人が専門とするところの知識や経験を適材適所で活かし、当協会として総合的に業務を遂行できる体制を確立することが必要不可欠である。

稲垣謙三氏は、行政・技術分野全般並びに技術研究組合及び民間会社の運営管理等について、高い知見と豊富な経験を有し、当協会の参与も経験し、これまでの経験を生かし、当協会の理事として、今後の当協会の運営管理を担っていくことが期待できるので、同氏を理事候補者として選定した。

米沢三津夫氏は、自動車産業に関する高い知見に加え、国産自動車メーカー及び(一財)日本自動車研究所において豊富な経験を有し、これまでの経験を生かし、当協会の理事として、当協会の業務を着実に執行することが期待できるので、同氏を理事候補者として選定した。

(2) 評議員会における選任

評議員会は、前記の役員候補者選定委員会が選定した理事候補者のリストに基づき、理事候補者稲垣謙三氏及び米沢三津夫氏について審議し、理事として適任であるとして選任した。

(3) 理事会における選任

知識及び経験を踏まえ、稲垣謙三理事を常務理事に、米沢三津夫理事を執行理事に選任した。